

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 4月 1日～令和6年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・・取得率を7%以上にする

女性職員・・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和3年 4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、施設長、園長、センター長、管理者等を対象として研修を実施し、対象職員を把握した場合は、制度の周知を行う。
- 令和5年 4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会を実施する。

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人あたり年間8日以上とする。

※ただし、取得可能日数が8日未満の職員については、対象としない。

<対策>

- 令和3年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和4年 4月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回行う。
- 令和4年 10月～ 各施設において年次有給休暇の取得計画を策定する。
- 令和5年 4月～ グループウェアにより取得のキャンペーンを行う。